

すまいるデイケア 運営規程

第1条 (事業の目的)

医療法人永好会 が開設する「すまいるデイケア」（以下「事業所」という。）が行う指定通所リハビリテーション及び指定介護予防通所リハビリテーションの事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従業者が、要介護状態（介護予防通所リハビリテーションにあっては要支援状態）にある高齢者に対し、適正な指定通所リハビリテーション及び指定介護予防通所リハビリテーションを提供することを目的とする。

第2条 (運営の方針)

1. 指定通所リハビリテーションの提供にあたっては、事業所の従業者は、要介護者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことが出来るよう、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図る。
2. 指定介護予防通所リハビリテーションの提供にあたっては、事業所の従業者は、要支援者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことが出来るよう、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行うことにより、要支援者の心身機能の維持回復を図り、もって要支援者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。
3. 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

第3条 (事業所の名称等)

事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- ① 名称 すまいるデイケア
- ② 所在地 愛知県愛西市大井町七川北61番地

第4条 (職員の職種、員数及び職務の内容)

事業を行う事業所の職員の職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。

- ① 管理者 1名（常勤兼務 医師と兼務1名）
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- ② 従業者
医師 1名（常勤兼務 管理者を兼務1名）
理学療法士 4名（常勤兼務 1単位目介護職員 2単位目理学療法士を兼務4名）
作業療法士 1名（常勤兼務 1単位目介護職員 2単位目作業療法士を兼務1名）
介護職員 17名（常勤専従3名 常勤兼務1名はすまいるヘルパーステーション管理者を兼務 1単位目2単位目理学療法士を兼務4名 1単位目2単位目作業療法士を兼務1名 非常勤専従6名）

従業者は、指定通所リハビリテーション及び指定介護予防通所リハビリテーションの提供に当たる。

第5条 (営業日及び営業時間)

事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- ① 営業日 月曜日から土曜日までとする。ただし、12月30日から1月3日までを除く。
- ② 営業時間 午前8時20分から午後5時20分までとする。
- ③ サービス提供時間 1単位目 午前9時00分から午後3時40分までとする。
2単位目 午前10時00分から午後1時10分までとする。

第6条 (指定通所リハビリテーション及び指定介護予防通所リハビリテーションの利用定員)

指定通所リハビリテーション及び指定介護予防通所リハビリテーションの利用定員は次のとおりとする。

1単位目 39名 2単位目 9名

第7条 (指定通所リハビリテーション及び指定介護予防通所リハビリテーションの内容及び利用料等)

1. 指定通所リハビリテーション及び指定介護予防通所リハビリテーションの内容は次のとおりとし、事業を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とし、当該指定通所リハビリテーション及び指定介護予防通所リハビリテーションが法定代理受領サービスであるときは、介護報酬告示上の額に各利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額とする。
 - ① 機能訓練
 - ② 入浴（一般浴、特別浴）
 - ③ 食事の提供
 - ④ 健康チェック
 - ⑤ 送迎
 - ⑥ リハビリマネジメント（介護給付）
 - ⑦ 運動器機能向上（介護予防）
2. 第8条の通常の事業の実施地域を越えて行う指定通所リハビリテーション及び指定介護予防通所リハビリテーションに要した送迎の費用は、通常の事業の実施地域を越えた地点から1キロメートル当たり、100円を徴収する。
3. 食費として、740円（1日型）・700円（半日型）を徴収する。
4. おむつ代は、100円、リハビリパンツ代は150円、パット代は50円を徴収する。
5. 日常生活において通常必要となる費用で利用者が負担すべき費用は、実費を徴収する。
6. 前各項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

第8条 (通常の事業の実施地域)

通常の事業の実施地域は、弥富市、津島市、海部郡（蟹江町）、愛西市（石田町、稲葉町、鯉江町、内佐屋町、大井町、大野町、落合町、葛木町、金棒町、甘村井町、北一色町、小茂井町、佐屋町、下一色町、新右エ門新田町、須依町、雀ヶ森町、善太新田町、立田町、戸倉町、西條町、西保町、早尾町、東條町、東保町、日置町、後江町、福原新田町、本部田町、三和町、宮地町、森川町、山路町、柚木町、四会町）とする。

第9条 (サービスの利用に当たっての留意事項)

1. 従業者は、利用者に対して従業員の指示に従ってサービス提供を受けてもらうよう指示を行う。
2. 従業者は、事前に利用者に対して次の点に留意するよう指示を行う。
 - ① 気分が悪くなったときはすみやかに申し出る。
 - ② 共有の施設・設備は他の迷惑にならないよう利用する。
 - ③ 時間に遅れた場合は、送迎サービスが受けられない場合がある。

第10条 (非常災害対策)

事業所は、防火管理についての責任者を定め、非常災害に関する防災計画を作成し、非常災害に備えるため、定期的に避難・救出等訓練を行う。

第11条 (虐待防止のための措置に関する事項)

1. 事業所は、虐待の発生またはその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。
事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
2. 事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。
3. 事業所において、介護職員その他の従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に（年1回以上）実施すること。
4. 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第12条 (その他運営についての留意事項)

1. 事業所は、従業者の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。
 - ① 採用時研修 採用後3ヵ月以内
 - ② 繼続研修 年1回
2. 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3. 従業者であった者に、業務上知りえた利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。
4. この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は 医療法人永好会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

(附則) この規程は、平成29年 6月 1日から施行する。

この規程は、平成30年 1月 1日から施行する。

この規程は、令和 元年 6月 1日から施行する。

この規程は、令和 元年10月 1日から施行する。

この規程は、令和 2年 6月 1日から施行する。

この規程は、令和 3年 2月 1日から施行する。

この規程は、令和 3年 5月17日から施行する。

この規程は、令和 3年 6月 1日から施行する。

この規程は、令和 4年 6月 1日から施行する。

この規程は、令和 5年 6月 1日から変更する。

この規程は、令和 5年 7月 1日から変更する。

この規程は、令和 5年 9月 1日から変更する。